

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人椎木緑司の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ（道路交通法一一七条の罪の成立に必要な事実の認識は、必ずしも確定的な認識であることを要せず、未必的な認識でも足りる旨の原審の判断は相当である。昭和三七年（あ）第一六九〇号同四〇年一〇月二七日大法廷判決、刑集一九卷七号七七三頁参照）。また、記録を調べても、同法四一一條を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四條、三八六條一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年三月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	三	郎
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝